

都市マスタープラン実現のため重点的に取り組む方途

【増補版 p107-109】

【学識経験者による総評】

この章は、目標や施策を掲げた章ではなく、目標や施策を実現するための、ソフト的な方法論を提示した章である。したがって、ここで検討すべきことは、その達成度ではなく、そうした方法論が、どれだけ具体的に実行されたかということと、それがどれほど効果的であったかということになる。

この章において、抽象的な理念ではなく、具体的な方法論として掲げられたものの例としては、たとえば「1(2)市民主体のまちづくりに対する支援」がある。既に、これまでのところでも指摘したように、当初マスタープラン策定時の想定とは異なり、市民主導の地区計画等策定事例は必ずしも多くない。市職員の出前講座や専門家の派遣制度が導入されたとはいえ、まだまだその効果は限定的なようである。

市民主導のまちづくり活動を活性化する措置としては、市からの情報発信の充実や、市民同士や市民と専門家の間の情報交換の場の提供が、掲げられているところであるが、市からの情報発信の基礎となる（はずの）都市情報システム（GISによる各種まちづくり情報の集約・整理・見える化）の導入や、いわゆる「まちづくりハウス」（さらには、まちづくりセンター）の開設などは、当初マスタープランの策定時からの宿題になっている事項である。

一方、「到達目標の設定」と「取り組み状況の明確化」は、マスタープランに掲げられた施策を、より具体の事業計画（あるいは実施計画）にブレークダウンし、遂行する際に採用されるべき原則であるが、こうした方法論になじむ方式で事業が展開されるケースは必ずしも多くない。

「各種まちづくり手法の活用方法の研究」については、様々な機会に職員等が研究した成果が、その場限りのものとして散逸してしまい、蓄積・整理・公開・共有されないことが、問題として指摘されている。市からの情報発信を行うホームページ等に、こうした情報を掲載・公開することが効果的であろう。

「まちづくり条例の見直し」については、現行の鎌倉市まちづくり条例は、法的強制力の弱い、地方分権一括法以前のいわゆる旧世代に属する条例であり、対象と効果が、なお限定的である。いわゆる届出・勧告型の「お願い条例」ではなく、法的強制力を備えた鎌倉市独自の土地利用コントロールシステムとしての、（新世代の）まちづくり条例に抜本改正することも検討すべきであろう。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
1. パートナーシップによるまちづくりの推進	
(1) 「市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくり」を継承	「市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくり」は、鎌倉市都市マスタープラン策定当初から謳われているまちづくりの実現のための大原則であり、その考えは、増補版においても継承されている。また、都市計画法をはじめとする各種法令に基づく規制誘導手法の適切な運用に関しては、多くの施策推進において、合意形成の熟度を高めることを初期段階から取り入れており、説明会やワークショップの開催、関係団体への説明等を行い、施策等の内容の理解から意見交換、合意形成へと進み、その後、誘導手法の確立、運営という行程となっている。 そのことから、対外的に広く市民、事業者、行政の3者によるパートナーシップという考え方が浸透していると言える。また、NPO との協働も一部の施策、事業により一定の成果がみられる。 したがって、「市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくり」の大原則は、経年変化や社会情勢の変化にも対応しており、今後も重要事項として継承していくものである。
(2) 市民主体のまちづくりに対する支援	市民主体のまちづくりに対する支援に関しては、市民の主体的・自主的な活動を支援するため、市民活動の場への各施策に対する職員の出前講座による参加、まちづくり活動団体への専門家の派遣制度の確立と 20 回に及ぶアドバイザーの派遣など、一定の成果がある。 現在、市民の需要と供給に見合ったまちづくりの総合的な窓口の検討などが庁内で行われており、今後の展開を期待するところである。 しかし、現段階では、市民自らが「市民主体によるまちの生産」が可能である」という意識が一様に高まっているとは言えないため、より一層のボトムアップを行っていくことが必要となる。
(3) 事業者への協力要請の強化	事業者への協力要請の強化に関しては、事業計画者に対する早期の行政計画の提示、土地利用における早期の事業計画の市民への公開等を、関連団体の理解を得ながら「鎌倉市まちづくり条例」の改正時に盛り込むなど、一定の成果がある。 しかし、都市マスタープランや各種行政計画で掲げるまちづくりの主旨への理解を得られないまま事業計画を進める事業者もあり、今後、これらに対応する手法の検討や職員のスキルアップが必要となる。
2. まちづくりに関する情報の充実	
(1) 情報発信の充実	情報発信に関しては、広報の充実、ホームページのリニューアル、鎌倉市防災メールなどにより情報提供が推進されている。また提供する内容に関しても誰もがわかりやすい内容となるよう、関係各課において工夫がみられる。 しかし、他のマスメディアの活用、まちづくりのための冊

	子の充実等に関しては、人力的な面から、現段階では関係各課が苦慮している。そのため、今後は、GIS 活用によるわかりやすい情報発信や、NPO も含むアウトソーシングによる推進等を検討することが必要である。
(2) 情報交換の場の提供	情報交換の場の提供に関しては、人員及び予算の問題があることから、関係各課が苦慮している。そのため今後、NPO も含むアウトソーシングによる推進等を検討することが必要である。
3. 推進に向けた取り組みの明確化	
(1) 取り組み状況の明確化	取り組み状況の明確化に関しては、現在行っている評価・検討作業が一つの手法であるが、必要に応じた時点での状況把握等に関しては部門別方針に対応する課に委ねられており、白書的なものの作成などにより進行管理されている。しかし、人力的問題を抱えていることから、現段階では、全ての部署において苦慮している。そのため、今後は NPO も含むアウトソーシングによる推進等を検討することが必要である。
(2) 到達目標の設定	到達目標の設定に関しては、一般的となってきた PDCA サイクルを利用し進めることも一つの方法である。しかし、方針の選択や到達目標、それらの進捗状況の判断等には、職員のより一層のスキルアップも必要であることから、現段階において、実現可能な目標設定に向けての推進には苦慮している。今後、これらに対応した財源の確保や目標設定の検討等が必要となる。
4. まちづくり手法の充実	
(1) 各種まちづくり手法の活用方法の研究	各種まちづくり手法の活用方法の研究に関しては、各手法の特性を捉え、職員が出前講座として、住民へ説明していることから、一定の成果がある。 しかし、研究成果としてまとめたものがないため、今後、地区住民のニーズに合わせた手法の定形化や、その組み合わせによる効果、指定に対する合意形成等の難易度などを示したものの等、市民にとってよりわかりやすい資料やパンフレット等を作成し、広く周知していく必要がある。
(2) まちづくり条例の見直し	まちづくり条例の見直しに関しては、平成 18 年 12 月に「鎌倉市まちづくり条例」が改正されたことにより、大規模開発事業に対する対象面積の変更、中規模開発事業の届出の新設などを盛り込み、まちづくりに対してより実効性のあるものとなったことから、一定の成果がある。 また、現在、ソフト面の充実はあるものの、小規模連鎖による開発事業（広い敷地を分け、手続等の必要な計画面積を意図的に下回るよう画策した敷地分割の連続による全体開発）の増加等、事業者の動向を見据え、市民からの意見を聴きながら、内容の充実に向けた改正の検討が行われている。 このことから今後、改正に向けた進行管理が必要となる。

5. 事業実施における市民の意見の反映	
(1) 市の事業における市民の意見の反映	市の事業における市民意見の反映に関しては、現在、公園、道路などの公共施設の計画の初期段階からワークショップ等を行い市民意見等を収集し、計画や事業に反映させる取り組みがあり、一定の推進が図られている。 しかし、予算の削減、社会情勢の変化等により、意見や要望を反映できる場面が少ないことから、予算の確保等を含めたアイディアの公募等に関しても検討が必要である。
(2) 民間の事業における市民の意見の反映	平成 20 年 6 月に「鎌倉市まちづくり条例」が改正されたことにより、大規模開発事業に対する対象面積の変更、中規模開発事業の届出の新設などを盛り込み、まちづくりに対しより実効性のあるものとなったことから、都市マスタープラン及び各種計画の内容の事前伝達等に関しては、一定の成果があった。 今後、この状態を保ち、進行管理の充実に期待する。
6. 財源の強化	
(1) 新たな財源確保の検討	新たな財源確保の検討に関しては、既存の補助金、助成等からの確保等の検証やファンド形式の研究等を行うことが必要となる。しかし、人員不足等により、研究に費やす時間も少なくなっている。 今後、予算の確保等を含めたアイディアの公募等に関しても検討し、資金充当の強化を進めることが必要である。
(2) 民間資金・活力の導入	民間資金・活力の導入に関しては、指定管理者の導入や拠点整備事業等の一部に P F I を検討するなど一定の成果がある。 しかし、近年の社会情勢の変化により、民間資金等も厳しい状態となっている。 そのため、実現の方途の大原則である「市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくり」に鑑み、活力の部分で英知やアイディアを導入し、施策や事業の推進を行うことが必要となる。